

専務-19-011

令和元年11月14日

都道府県本部長 事務局長 各位

公益社団法人 日本空手協会
専務理事 小倉 靖典

資格失効、返上について

拝啓

向寒の候、皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の活動に一方なるご尽力とご支援を賜り、深く感謝しております。

さて、先般行なわれました師範会にて資格失効、返上について、以下のように決まりましたのでご連絡いたします。

敬具

【資格失効について】

各種資格の有効期限から6ヶ月以内に資格更新手続きが行われなかった場合、その資格は失効とする

- ①失効した資格については公認技術資格証に「L」と表示される
- ②失効した資格以外に保持している資格は有効とする（有効期限に準ずる）
- ③失効した資格を再受験する場合は、Dランクからとする

【資格返上について】

資格返上届を提出することで資格を返上する事ができる（事務処理上失効と区別するため必要）

- ①返上した資格については公認技術資格証に「R」と表示される
- ②返上した資格以外に保持している資格は有効とする（有効期限に準ずる）

【師範会委員および師範会員の資格返上について】

資格返上届を提出することで資格を返上する事ができる（事務処理上失効と区別するため必要）

- ①師範会委員および師範会員が審判資格を返上しても師範会員に留まれる
ただし、返上は70歳以上とする。
- ②返上した資格を再受験する場合は、各種資格受験基準に準ずる。

※制度施行までの周知期間を設ける

【国内】

施行 令和2年（2020年）4月1日

- ①期限が切れている資格については、更新料滞納分を2020年3月31日までに全額支払う。
支払われない場合、失効とする。

【海外】

施行 令和3年（2021年）1月1日

- ①有効期限が切れている資格については、更新料滞納分を2020年11月31日までに全額支払う。支払われない場合、失効とする。